

平成23年5月臨時県議会付議案

議案第1号 専決処分の承認について

(1) 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について（平成23年3月31日専決）（税務課）

平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成23年4月1日までに成立せず、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（つなぎ法）が制定されたことに伴い、2月議会で議決された鳥取県税条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）の施行期日等について所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①改正法の今後の動向に対応できるよう、改正条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとする。
- ②改正条例中不申告等による過料の最高額を3万円から10万円に引き上げることとする改正規定について、施行期日を規則で定める日（改正前 平成23年6月1日）とする。
- ③本県独自の軽減制度等に係る改正規定を平成23年4月1日から施行させることとする。

[公布施行]

(2) 平成23年度鳥取県一般会計補正予算（平成23年4月13日専決）（財政課）

補正前の額 322,262,000 千円
補正額 20,000 千円（寄附金 10,000 千円、一般財源（繰越金）10,000 千円）
補正後の額 322,282,000 千円

- ・平成23年東日本大震災で被災した方々が、被災地から避難して本県に居住された場合に、当面の生活費を民間の寄附と県費をあわせた形で「東日本大震災避難被災者生活支援金」として支給することで、その方の生活再建を支援するための補正予算。

議案第2～3号 鳥取県監査委員の選任について（人事企画課）

次の者を鳥取県監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議会の議員のうちから選任する監査委員：興^{おき}治^{はる} 英^ひ夫^で

前^ま田^え 八^{やす}壽^{ひこ}彦

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成23年3月17日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：大山町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 385,702 円について、平成23年5月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年3月18日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 110,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年12月21日、鳥取市個人が、町道河原町線を和解の相手方所有の小型貨物自動車で行中、一般国道482号に合流する際、県が管理すべき側溝のグレーチングが跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年3月18日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 183,246 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年12月21日、和解の相手方が、一般国道482号を小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下してきた石に衝突し、同車両が破損したものである。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成23年3月18日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 379,034 円について、平成23年4月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成23年3月18日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：倉吉市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 532,071 円について、平成23年4月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成23年3月18日専決）

(人権教育課)

和解の相手方：伯耆町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 376,550 円について、平成23年5月から全額返還するまで毎月 5,000 円ずつ県に支払うこと。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月7日専決）（砂丘事務所）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 54,684 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年1月18日、砂丘事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右折しようとした際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月13日専決）（小中学校課）

和解の相手方：日南町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,017 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 12 月 9 日、教育委員会事務局小中学校課の職員が、公務のため普通乗用自動車運転中、前方不注意により、前方で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月15日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 1,067,800 円を甲に、1,065,745 円を乙に支払う。

事故の概要：平成 22 年 10 月 7 日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を運転中、十分な安全確認を行わないまま対向車線へ転回したため、前方から同車線を直進してきた和解の相手方甲が運転する小型乗用自動車危険回避したところ、操作を誤って路外に逸脱し、甲及び小型乗用自動車に同乗の和解の相手方乙が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月15日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 92,767 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 12 月 11 日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月15日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：東京都新宿区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 187,042 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 1 月 21 日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方不注意により、前方で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について（平成23年4月20日専決）

（景観まちづくり課）

有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、当該法律の規定を引用している規定を削除するほか、所要の改正を行うものである。

[放送法等の一部を改正する法律の施行の日から施行ほか]

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月20日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 169,083 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 1 月 17 日、八頭総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中、運転操作を誤り、対向車線に停車中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年4月20日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 73,725 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 3 月 9 日、東部総合事務所の職員が、公務のため駐車場に軽乗用自動車を駐車し、助手席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

報告第 2 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 24 件 変更 1 件